（収益認識に関する事項）

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しい及び顧客との契約ではないため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

18　開示すべきセグメント情報に記載しております。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「９．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は2,705,865,743円であり、当法人は当該残存履行義務について各契約に基づき収益を認識することを見込んでいます。

（土地等の譲渡に伴う資本金の減少及び不要財産に係る国庫納付等関係）

	苫小牧工業高等専門学校	福島工業高等専門学校
	錦岡宿舎団地	下平窪団地
１．譲渡した土地等の帳簿価額及びその概要		
（帳簿価額）	18,195,260円	60,714,634円
（概要）	職員宿舎跡地	職員宿舎跡地
２．譲渡理由	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。
３．国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付
４．譲渡収入額	―	―
５．譲渡収入より控除した費用	―	―
６．独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額	―	―
７．独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日	―	―
８．国庫納付等の額	―	―
９．国庫納付等が行われた年月日	令和７年３月25日	令和６年11月29日
10．減資額	34,116,113円	80,300,000円

福島工業高等専門学校	都城工業高等専門学校	鹿児島工業高等専門学校
桜町団地	年見団地	東真孝団地
19,968,627円	45,930,693円	230,475,000円
職員宿舎跡地	職員宿舎跡地	職員宿舎跡地
将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。
独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付
―	―	―
―	―	―
―	―	―
―	―	―
―	―	―
令和６年11月29日	令和６年12月５日	令和６年12月27日
26,800,000円	51,000,000円	307,300,000円

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

財務諸表については、主要なもののみを記載しておりますので、詳細を御覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.niad.ac.jp/disclosure/tinsyaku_soneki.html）、又は小平本部（東京都小平市学園西町１丁目29番１号）にて閲覧ください。

令和７年10月10日

東京都小平市学園西町１丁目29番１号
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
機構長　服部　泰直